

第 3 回 定 例 会 会 議 録

日 時 令和5年3月23日（木）午後4時00分

場 所 柳津町役場 3階 大会議室

出席委員 1番委員 田崎 敦 2番委員 杉原 宏一

3番委員 佐々木 一 4番委員 齋藤 健

5番委員 岩佐 亮 7番委員 金子 勝之

8番委員 永井 義人 9番委員 小島 利則

推進委員 二瓶 寿郎 推進委員 小島 一友

推進委員 増井 音寿

欠席委員 6番委員 田崎 あや子 推進委員 田崎 一雄

推進委員 目黒 健一郎

事務局 農林振興係長 山内 健児 副主査 黒澤 亮太

事務局 町農業委員会規則第6条「委員の過半数以上が出席」を満たしているため、本日の会議の開会を宣する。

事務局 会長より挨拶を求める。

会長 挨拶を行う。

事務局 これより、会長を議長として会議を進める旨宣する。

議長 今回の定例会については本日限りとしたい旨諮る。

議長 異議無しのため、会期を本日限りに決する。

議長 会議録署名人に9番委員、1番委員を指名する。

議長 会務の報告を事務局に求める。

事務局 令和5年2月22日～令和5年3月22日までの会務報告を行う。

議長 議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明を求める。

事務局 番号2について説明を行う。

議長 番号2について調査報告を求める。

4番委員 番号2について、3月18日に『譲渡人』へ電話にて申請内容について相違ないことを確認した旨を報告。

議長 番号2について意見を求める。

議長 異議無しのため、許可相当とする旨を決した。

議長 議案第6号「農用地利用集積計画(利用権設定)」について、事務局より説明を求める。

事務局 番号14～25について説明を行う。

議長 番号14～25について調査報告を求める。

事務局 番号14について、3月20日午後5時頃に『貸し手』へ電話にて、『借り手』へは直接申請内容に相違ないことを確認した旨を報告。
なお、『貸し手』については、本人不在だったが、母へ確認した旨を報告。

事務局 番号15について、3月20日午後5時頃に『貸し手』へ電話にて、『借り手』へは直接申請内容に相違ないことを確認した旨を報告。
なお、『貸し手』については、本人不在だったが、妻へ確認した旨を報告。

事務局 番号24について、3月20日午後5時頃に『貸し手』へ電話にて、『借り手』へは直接申請内容に相違ないことを確認した旨を報告。

3番委員 番号16について、3月15日午前8時30分頃に『貸し手』・『借り手』双方と直接面会し、申請内容に相違ないことを確認した旨を報告。

1 番 委 員 番号17・18について、『貸し手』の両名とも体調がすぐれないとのことで、『借り手』へ3月16日午後5時30分頃に、電話にて申請内容に相違ないことを確認した旨を報告。

5 番 委 員 番号19について、3月17日午後2時に『貸し手』へ電話にて、申請内容に相違ないことを確認した旨を報告。

4 番 委 員 番号19について、3月18日の夕方に『借り手』不在のため父へ申請内容に相違ないことを確認した旨を報告。

5 番 委 員 番号20について、3月21日に『貸し手』へ直接面会し、申請内容に相違ないことを確認した旨を報告。

4 番 委 員 番号20について、3月18日の夕方に『借り手』不在のため父へ申請内容に相違ないことを確認した旨を報告。

5 番 委 員 番号21について、3月18日に『貸し手』不在のため旦那へ電話にて、申請内容に相違ないことを確認した旨を報告。

4 番 委 員 番号21について、3月18日の夕方に『借り手』不在のため父へ申請内容に相違ないことを確認した旨を報告。

4 番 委 員 番号22について、3月18日に『貸し手』・『借り手』双方と直接面会し、申請内容に相違ないことを確認した旨を報告。

5 番 委 員 番号23について、3月15日に『貸し手』不在のため義理の母へ直接面会し、申請内容に相違ないことを確認した旨を報告。

1 番 委 員 番号23について、3月16日午後6時に『借り手』へ電話にて、申請内容に相違ないことを確認した旨を報告。

1 番 委 員 番号25について、3月20日午後5時頃に『貸し手』・『借り手』へ電話にて、申請内容に相違ないことを確認した旨を報告。

議 長 番号14～25について意見を求める。

議 長 異議無しのため、許可相当とする旨を決した。

議 長 議案第7号「現況確認証明申請」について、事務局より説明を求める。

事 務 局 番号1について説明を行う。

議長 番号1について調査報告を求める。

5番委員 番号1について、3月15日午前10時に現地を確認し、写真のとおり、
畑というよりは山林であり、非農地であると判断した旨を報告。

議長 番号1について意見を求める。

議長 異議無しのため、許可相当とする旨を決した。

議長 議案第8号「時効取得を原因とする農地の所有権移転登記の申請」
について、事務局より説明を求める。

事務局 番号3について説明を行う。

議長 番号3について調査報告を求める。

1番委員 番号3について、登記権利者と登記義務者と3人で確認したところ、
郷戸地区の基盤整備した時に、登記義務者の土地が入っていたこと
が今になって分かった。この内容については、双方納得しており問題
ない旨を報告。

議長 番号1について意見を求める。

議長 異議無しのため、許可相当とする旨を決した。

議長 報告第4号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、事
務局より説明を求める。

事務局 番号28～30について説明を行う。

議長 「農地法第3条の3第1項の規定による届出」については、報告のあつ
たとおりである。

議長 議案第9号「実質化された人・農地プラン」について、事務局より説明
を求める。

事務局 「実質化された人・農地プラン」について説明を行う。

議長 意見を求める。

5 番 委 員 細八は、ポンプアップを行っていて、電気代が高騰しており今後の見通しとして何かあるか。

事 務 局 電気代は経常経費であり、農業だけでなく商工業も同じ状況であり、町も直接それに補助するのは厳しい。

1 番 委 員 面積は本人が書いた面積ですか？ずれている方がいると思う。
事 務 局 面積については、再度確認する。

1 番 委 員 今後農地を引き受ける意向については、いつ時点の話か？

事 務 局 10年後を見据えた数値としている。この計画を土台に地域計画を作らなければならないので、まず、このプランを土台として、今後地区へ行って詳細を検討して2年後に正式に国へ提出するので、あくまで基礎となる数値です。

2 番 委 員 HPはこのまま公表するのか？

事 務 局 ほんとは、図面はあるが、あくまでプランを公表するような形です。数値については再度精査します。

議 長 議案第10号「令和5年度最適化活動の目標の設定」について、事務局より説明を求める。

事 務 局 「令和5年度最適化活動の目標の設定」について説明を行う。

議 長 意見を求める。

議 長 異議無しのため、事務局案のとおり決した。

議 長 議案第11号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の制定」について、事務局より説明を求める。

事 務 局 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の制定」について説明を行う。

議 長 意見を求める。

議 長 異議無しのため、事務局案のとおり決した。

議 長 その他『令和5年 第5回定例会について』時間と場所を事務局から意見を求める。

事 務 局 次回の日程は、農業委員及び農地利用最適化推進委員で4月21日（金）午後4時 場所は役場 3階 大会議室を提案。

議 長 事務局案について意見を求める。

議 長 意見なしのため事務局案に決する。

議 長 各委員・事務局よりその他意見なしのため、午後5時15分閉会を宣する。

この会議録は、真正であることを
を証するためここに署名する。

会 長 齋藤 健

9 番 委 員 小 島 利 則

1 番 委 員 田 崎 敦